



# 農地パトロールを実施しました

農業委員会では毎年農地パトロールを行い、管内の農地の実態把握や、農地の違反転用がないかどうかを農業委員・農地利用最適化推進委員が確認しています。今年は8月3日に管内5か所を中心に視察しました。

## 資材運搬用ヘリポート

朝日・松沢

東北電力が電力鉄塔建替えのため資材運搬を目的としたヘリポート用地▼現状は自己保全農地として管理のみを行っている農地で、周辺も同様なため農地転用しても耕作等への影響がないことや、実際にヘリの離着陸を見て安全性の確認もできました。



## 条件不利地のほ場

榊引・黒川

農地の所有者が高齢で長年幹旋を希望しているが所有権移転に至っていない農地▼現状が急傾斜で長大な法面のため、草刈り作業や農作業に多大な労力が必要

な場所であることがわかりました。

## スマートテロワールのモデルほ場

羽黒・川代



月山高原活性化センター周辺でデントコーンを栽培しているほ場

▼耕作者の高田庄平さんより現状の取組について説明を受けました。収穫前のほ場の一部(約40a)を利用して、畑内に巨大迷路を制作して一般に開放し、3年間で4万人の集客を目標にしているそうです。



## 不動産業者が仲介しているほ場

藤島

近年、不動産業者へ仲介を依頼するケースが増えています。この案件も、農業委員会に一般の不動産業者

より相談がありました。未だに受け手が見つからず、現在は耕作されていない状況にあることなど、地元委員から説明がありました。

## スイデンテラス

鶴岡・北京田

鶴岡バイオサイエンスパーク内に整備を進めている宿泊滞在複合施設及び子育て支援施設等▼テラス前の水盤と呼ばれる池や工事内容の説明を受けました。滞在複合施設については『シヨウナイホテル スイデンテラス』として8月1日にプレオープンしたばかりで、グランドオープンは9月中旬の予定とのことです。



農地パトロールを行うことで、地域の抱えている問題や、農地の有効利用、新



## 農地を農地以外の地目にするときは必ず許可を受けましょう

自分の所有する農地に住宅等の建物を建てたり、駐車場など農地以外のものにする場合(転用といいます)、または転用のために権利の移転(売買・貸借等)を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。

許可を受けずに農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用事業を行っていない場合には農地法に違反することとなり、罰則の適用もあります。

農地転用を行う際は必ず許可を受けるようにしましょう。

しい農村社会創りへの取組などを知ることが出来ました。農地は安心で安全な食料を安定供給するための貴重な財産で、環境保全などの多面的機能を発揮する大切な基盤です。鶴岡市の中心産業である農業を守り、大切な資源を守って行きたいものです。(金野 匡良)